

新旧対比表 変動金利定期預金規定

条番号	現行	変更後
みずほ変動金利定期預金(自動継続方式)規定		
2.リーフ口の取扱	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付しますので、「預金取引明細帳」または「Statement of Account Binder」その他のファイルにとじ込んで保管してください。	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して <u>交付し、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。</u> なお、 <u>当行が交付した預金取引明細表は「預金取引明細帳（Statement of Account Binder）」にとじ込んで保管してください。</u>
5. 預金の解約、書替継続	(2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。 ただし元金に利息を加えて書替継続するときまたは元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。 この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。	(2) この預金を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。なお、この場合、 <u>当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u> ただし元金に利息を加えて書替継続するときまたは元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。 この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。
6.一部解約	②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。	②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。 <u>なお、この場合、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>
	(2019年8月1日現在)	(2021年1月17日現在)
みずほ変動金利定期預金（自動解約方式）規定		
2.リーフ口の取扱	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付しますので、「預金取引明細帳」または「Statement of Account Binder」その他のファイルにとじ込んで保管してください。	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して <u>交付し、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。</u> なお、 <u>当行が交付した預金取引明細表は「預金取引明細帳（Statement of Account Binder）」にとじ込んで保管してください。</u>
5. 預金の解約	(2) この預金を第1条の自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章によ	(2) この預金を第1条の自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章によ

	<p>り記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。</p> <p>また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。</p>	<p>り記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。</p> <p>また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。<u>なお、この場合、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p>
6.一部解約	<p>②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。</p>	<p>②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。<u>なお、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p>
	(2019年8月1日現在)	(2021年1月17日現在)
みずほ変動金利定期預金（非継続方式）規定		
2.リーフ口の取扱	<p>この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付しますので、「預金取引明細帳」または「Statement of Account Binder」その他のファイルにとじ込んで保管してください。</p>	<p>この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付し、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。</p> <p><u>なお、当行が交付した預金取引明細表は「預金取引明細帳（Statement of Account Binder）」にとじ込んで保管してください。</u></p>
5.預金の解約、書替継続	<p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。</p> <p>ただし元金に利息を加えて書替継続するときまたは元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。</p> <p>この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。</p>	<p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。<u>なお、この場合、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p> <p>ただし元金に利息を加えて書替継続するときまたは元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。</p> <p>この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。</p>
6.一部解約	<p>②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。</p>	<p>②一部解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、一部解約金額は1万円以上の金額で指定してください。<u>なお、当行</u></p>

		<u>は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>
	(2019年8月1日現在)	(2021年1月17日現在)